

議第49号

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 3 平成24年度および平成25年度における基金の処分については、第1条中「の減免」とあるのは、「の減免等」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。